

はじめに

地域においては、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などに伴い、子育て家庭の孤立や児童虐待、高齢者の孤立死などの発生が憂慮されています。

そうした中で、安城市では孤立死を出さないまちづくりを目指して、町内福祉委員会において「地域見守り活動推進事業」の取組みをはじめ、サロンなどの交流活動や介護教室等の学習活動など、地域での絆の構築や支え合いを強化していく地域福祉活動を推進しています。

特に、さまざまな課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会を実現するために、住民と市や社会福祉協議会、NPO、福祉事業者が連携し、地域づくりに主体的に参加し行動することが大切となります。

そのため、各施策を着実に推進するため、市民の皆さまのご協力をいただきながら、温かく支え合う地域社会の構築に向けて、取り組んでまいります。



計画の位置づけ

●本市の最上位計画である「総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民や地区社会福祉協議会（地区社協）、安城市社会福祉協議会（市社協）、市、その他社会福祉の向上を目的とした団体が主体的に参加し、地域福祉を推進していくための計画です。

●地域福祉を推進していくため、各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組みと支援策等を示し、横断的につないでいく総合的な計画です。

●地域福祉の推進には、住民や地区社協、市社協の活動が必要であることから、それらの施策、取組みも含めて記載した計画です。

計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

基本理念



この基本理念は、第1次地域福祉計画以来、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性を表現しており、「住民一人ひとり、誰もが生きる力を備えた存在であり、住み慣れた地域で誰もが自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進していこう」という思いを込め、本計画においても引き続き踏襲しました。